法廷闘争への攻撃

横山弁護士事件に強力な抗議を

法廷での弁論が気にくわぬといつて担当弁護士が過料三万円に処せられるという、熊本地裁での安東裁判官による横山弁護士事件は、本紙でもすでに述べたが、この事件をめぐつて法廷での言論の自由の圧殺であり、大衆運動の敵視と制裁処分に抗議しようと全国的に運動がひろがり、いま対策会議がもたれて運動を組織している。ここでもう一度横山弁護士事件をふり返つてみよう。

裁判の威信とは何か

事件のおこりは去る四月十日、熊本地方裁判所第二刑事部で審理されている三池争議関係刑事事件の公判廷で、弁護人の横山政樹弁護士外五名の弁護人（総評弁護団）が冒頭陳述を行なつた。ところが陳述後五日もたつた四月十五日、裁判長安東勝は突如、横山弁護人にたいし「法廷等秩序維持に関する法律違反」を理由に過料三万円の制裁を言い渡した。それは横山弁護人が冒頭陳述のなかで、三池争議での裁判所の介入にふれて「裁判所は会社側の巧妙な作戦のペースにまきこまれ、理性を失い、八時間以内に仮処分を認めるという暴挙をあえてした。」その仮処分はきわめて政治的内容である。「これは憲法に違反した仮処分で法の支配は法の番人によつて破られた。」と述べたことが「暴言をろうじ」もつて「裁判の威信を著しく害した」というのである。

制裁決定の暴挙とそのねらい

この制裁処分がどんなに不当な暴挙であるかは、横山弁護人の発言内容を証拠にもとずかないで独断的に認定し、制裁のやり方もそれこそ「理性を失つた」態度で強行した一事によつても明らかだが、さらに重大なことは「弁護権・防御権」を侵犯していることである。横山弁護人の発言部分は弁護人のもつとも大事な職務である「冒頭陳述」として行なわれたもので、それは三池争議全体についての被告、弁護側の主張、とくに裁判所が争議に不当介入した事実が被告の刑事責任の有無に重大な関係があるものとして、後の証拠調べでその事実を明らかにするものとしてなされた。ところが安東裁判長の制裁決定によると、冒頭陳述として主張自体が「裁判の威信」を害する暴言になるという。これは弁護権の正当な行使をふみにじるばかりでなく、被告が弁護人によつて権利を守る防御権をねこそぎ奪うものである。

ファッショ化する裁判

もともと裁判は真相を明らかにし被告の人権が不当におかされないための制度であり、法廷での言論の自由は民主主義のさいごの守護神として憲法でも保障している。裁判の威信という美名のもとに、一切の裁判批判を禁圧しようとする弾圧である。

横山弁護士が批判した仮処分決定は、熊本地裁が行なつたのではなく、一年も前に福岡地裁が出したものである。しかもそれは、通常の裁判批判に属する程度の非難にすぎず、またこの法律は立法当時の国会で弁護人の職務活動には適用しないと立案関係者が答弁している。

ところが実際は、すでに昨年夏ハガチー事件担当の二人の弁護人がこれで処罰されているように、さいきんは著しく乱用され濫用をふるつている。

法秩序維持法は法廷での政暴法

この法律はハガチー事件やこんどの事件でみるように、被告や弁護人が裁判官の気に入らぬことを発言したり批判すると、裁判の威信を害したものとして裁判官の思うままに、その場で拘束したり刑務所に入れたり、過料の処罰をすることができるというきわめて恐しい法律で、それは戦前の治安維持法や、さいきんの政暴法と同じように大衆運動の弾圧を合理化する悪法である。

大衆運動の敵視と制裁処分に抗議しよう

安東裁判官の法廷での態度は傲慢で、訴訟指揮も一方的で、被告や弁護人の意見には耳をかさず、かえつて発言禁止や退廷命令を濫発して問答無用といつた調子であるさきごろ某新聞記者にたいして、「私は飯守裁判官を尊敬している」と述べているが、このことは安東裁判長のすべてを明らかにしたものである。

こんどの制裁処分はひとり横山弁護士個人の弁護権の侵害にとどまらない。被告の防御権をもうばいさらに三池闘争にみられる大衆活動そのものを集団暴力視する考えに通ずる。

大衆運動の自由を守り法廷での言論の自由、裁判の民主化と被告の人権を守るため安東裁判官に抗議し、このような暴挙を許さないたたかいとして抗議署名運動が準備されている。

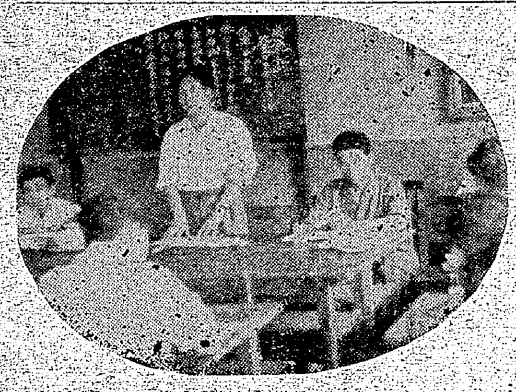

政策変更オルグ来組

炭労闘いをすすめている政策変更闘争について、七月二日攻変オルグが来組し組合大会議室で政治局員、執行委員と討論集会をひらいたオルグ団はその後、宮浦、四山支部に分かれ、同日夜地域で座談会を行なつた。

露骨な弾圧求刑

全学連事件　判決は九月六日

全学連事件は、昨年九月の第一回公判いらい検事弁護側とも、各数十名の証人および多くの証拠物によつて法廷闘争をつづけてきた。授業その他の関係で集中的な審理を行ない、労組、学連の協力でようやく結審のはこびとなつた。

検事側証人はいずれも三池弾圧部隊の一員である警察官で、なれあいの証言を行ない、全く横柄な態度に終始した。

六月二十六、二十七日と最後の公判がひらかれ、検事の論告・求刑が行なわれた。

検事は部分的な側面のみをあげて被告全員を罪人視し、危険な思想の持ち主であり過激な言動をもつて革命さえも行なおうとするもので絶対許せないと主張し、思想弾圧の意図をあきらかにした。

そのご弁護人、被告の最終弁論が行なわれ、詳細な証拠を摘示して一つひとつ検事主張を粉砕し無罪を主張した。

とくに官憲の先制的な攻撃を、写真などをあげて追及し、計画的な弾圧であり罪に問われるものは警察当局であるとするどく迫つた。

なお、求刑はつぎの通りである。

佐竹　昭生	懲役	十カ月
矢沢　国光	〃	〃
長谷川光良	〃	六カ月
宮川　中民	〃	六カ月
中村　光男	〃	八カ月
松岡　昭寛	〃	八カ月
沢田　健一	〃	十カ月
久保田　晃	〃	六カ月
渡辺喜七郎	〃	十カ月

判決日は九月六日午後一時から行なわれる。

解雇無効勝とる

岩田屋労組の法廷闘争　さらに全員解雇撤回へ

岩田屋労組の昭和三十三年夏季手当闘争で、会社は責任追及をもちだし、組合三役をふくめた八名の解雇を一方的に申渡してきた。

この闘争は、第二組合が要求よりはるかに低い金額でいちはやく妥結し、闘争に水をさしてきたが、金岩田屋労組では闘いを継続、ビケや店内での宣伝戦術で会社の攻撃に対決したが、会社はこれをたてにとつて解雇をもちだし、組合のぶつつぶしをはかつてきたのだつた。

組合ではただちに法廷で闘争をつづけ、いらい各組合の激励をうけたたかいつづけてきたが、去る五月十八日判決があり、五名の執行委員の解雇無効をたたかいとることができた。組合では、さらに残り三名の全員解雇無効にむかつてたたかいをすすめているが、金岩支援のお礼と、こんどのたたかいにあたいしないという確信をもつていますが、松川事件その他にみられるように、現在の裁判所が純粋に法の守り手として公正な判断をすることが非常に困難だということをきいています。

私たちとしては八名全員が解雇されたことは、会社側の巧妙な作戦のひとえに皆さまの御支援と御協力の賜ものと感謝致しております。

判決当日は激電やメッセージやカンパをいただき、裁判所には私たちの上部団体である全日本百貨店労働組合連合会の代表が東京、大阪、長崎や大分、久留米等から、また全逓や全金属、新聞、全日自労等各産業の仲間たちも組合旗や腕章をつけて参集いただき、組合員八〇名を含め二四〇余名が法廷にあふれ緊張の中で判決をききました。

そのご、裁判所前で大会をひらき詰山弁護士の判決説明や、地域の皆さまの激励をうけ三名の解雇を認めた怒りと、五名の解雇無効をかちとつた感激とが交錯しながら、今日の一段階の勝利を足がかりにさらに統一と団結をかため、全員の解雇を撤回するまでがんばる決意を新たにしました。

防衛二法案の成立や政暴法の強行採決など、私たち働くものにとつては物価値上げや低い賃金による生活の苦しみに加え、組合活動や集会に対する弾圧をますます強くなると考えられますが、皆さまの今までに変らぬ御支援と御指導のもとに活動をつづけて参りますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

御多忙の折、くれぐれも健康に御留意下さいませ。

福岡市天神町
全岩田屋労働組合
執行委員長　井手　哲郎

分裂に動ぜず

越後交通労組　ストライキ権認めさす

平和協定はうけいれるが、ストライキはみとめる。解雇などの処分は全部とり消すという内容のものであつた。

越後交通の労働者は低賃金と長時間労働（拘束十二時間）でその労働条件は私鉄総連中もつとも悪い方である。高卒の車掌の初任給が七、四〇〇円、運転手（三二才）が平均一一、五〇〇円、在職三〇年の運転手で平均二〇、〇〇〇円という低賃金。こんどのたたかいは私鉄総連と支援共闘からの指導と支援をうけて分裂に動ぜず、ねばりつよくたたかつた。

私鉄総連さん下の越後交通労組の争議は、さる六月十日新潟県地労委のあつせんを労資とものみ、労組に有利な条件で妥結した。

同労組は、この賃上げ三、〇〇〇円を要求したが、会社は一、五〇〇円を上げるが、その前提として三年間のスト禁止をふくむ平和協定をだし、ひきつづいて組合役員をはじめ四七人の解雇と、ほかに停職、けん責などの処分をだした会社は争議中は暴力団を介入させており、組合ではバス二七〇台を長岡、三条車庫に結集し、五月二十九日いらい十三日にわたつて二十四時間ストを続行してたたかつてきた。

地労委のあつせん案は、三年間の平和協定はうけいれるが、ストライキ権認めさす。

同労組は越後交通の第一組合で、五四〇名、第二組合は約一、〇〇〇名に達している。

越後交通の労働者は低賃金と長時間労働（拘束十二時間）でその労働条件は私鉄総連中もつとも悪い方である。高卒の車掌の初任給が七、四〇〇円、運転手（三二才）が平均一一、五〇〇円、在職三〇年の運転手で平均二〇、〇〇〇円という低賃金。こんどのたたかいは私鉄総連と支援共闘からの指導と支援をうけて分裂に動ぜず、ねばりつよくたたかつた。

争議を解決した。

解決後に悪質な弾圧

なお、こうして闘いは終つたが、六月六日、共闘労働者が解散したとたんに、闘争本部をはじめとして私鉄、地区共闘関係組合のいつせい捜査に引きつづき、組合員の不当逮捕という権力の狂暴はその本質を現わし、中国石見支部六名長門支部二名、鹿道支部一名、ニコニコ支部一名、山陽支部七名、計十七名が不当逮捕され、さらに弾圧は上層部に及ぼうとしている。

山陽電軌の闘争は、三池闘争の再現といわれたように、再分裂策動と、第三組合の暴力によるストやぶりと対決したはげしいたたかいであり、約七六〇名の第二組合の中で、約五〇〇名の仲間が不屈にたたかつたのである。

分裂下の不屈な闘い

山陽電軌闘争妥結

私鉄さん下の山口県山陽電軌労組は、四〇〇〇円賃上げ権利擁護の闘いにあわせ、会社の組合粉砕政策に反対して、五月二十日から無期限ストで闘つていたが、六月二日に山口県地労委からあつせん案が出され、それにつづく再あつせん案を労資が確認して妥結するにいたつた。

地労委のあつせん案は、要旨つぎのようになつている。

(1) 労資協約内の懲戒処分条項については、労資双方が参加している懲戒委員会で四カ月以内に結論を出すよう努力する。

(2) 四人の解雇問題は円満に話し合い、やむを得ない場合、第三者のあつせんなどで処理する。

(3) ユニオン・ショップ問題は、組合員の選択の自由を認め、第二組合と同文のものを結ぶ。

(4) 賃上げ平均二七〇〇〇円（定昇をふくむ）、スト解決金として一五〇万円を支給する。

などである。

このあつせん案は、統一指導委員会で討議され、ストライキを継続したが、そのご再あつせん案を検討した組合は、

(1) 訴訟をとり下げ、機関責任は追及しない。また、こんど提起しない。

(2) 個人責任の追及をしない。

(3) 会社告訴の五条件いがいは、いつさいの禍根をのこさないという趣旨で十一月のスト権確立いらいの通告者などふくむ。

(4) 一年間の争議をおこなわないとは、この種規模の争議はおこなわないよう努力するという意味である。

以上の確認でストライキを解き、争議を解決した。

夏季手当闘争状況

大地評各組合の動き

大地評さん下各単産の夏季手当闘争はつぎの通りである。

▼三池労組
二六、〇〇〇円（込）六月二十日要求

▼三鉄労組
六七、〇〇〇円（込）
一四九、一〇〇円（五月二十二日妥結）
その他階要求妥結額　四、四〇〇円　六月十日支給

▼東臣労組
（要求）
社員　四五、〇〇〇円（平）
現務　三二、〇〇〇円（平）
（妥結）
社員　三〇、六〇〇円（平）
現務　一八、九七〇円（平）
支給四月二十七日　他に越盆手当として越冬内賞金の四〇％七月上旬支給

▼三煙労組
四〇、〇〇〇円（込）六月九日要求　六月二十一日第一次回答で抗内外平均三三、五四八円、配分について問題があつたが二十二日妥結した。

▼市教組
月収の一、五カ月分要求（込）一カ月分は六月十五日支給
プラスアルファー交渉中

▼市職労
月収十七回プラス三、〇〇〇円（込）六月十九日要求ベース三二、〇〇〇円、交渉中。

▼電化労組
平均五六、六五八円の要求額で八日妥結、手取三九、六六一円

▼合成労組
夏季一時金（込）五一、九六三円を要求
六月十七日手取三一、一四三円で妥結　二十二日支給

▼合同労組
大牟田運送支部一二、〇〇〇円（込）要求をはじめ、さん下各支部の要求額は十六日集約し、交渉に入ることになつている。

▼全電通
月収一カ月プラス一〇、〇〇〇円（込）要求一カ月プラスアルファ　六月十五日支給

▼全逓労組
一、一カ月分要求　六月十日
一カ月分で妥結、六月十五日支給

▼県職組
一、五カ月分要求、一カ月回答を不満として六月十五日支給を拒否、闘争中であつたが一カ月分は妥結、プラスアルファー交渉中